

議第155号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県営都市公園（湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号
公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会
西地区共同体
代表者 公益財団法人大津市公園緑地協会
理事長 船 見 順
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで